

令和7年度「稼げる力」応援助成金実施要綱

令和7年7月1日
潟上市商工会

1 目的

商工会の本来業務である「個社支援」によって会員のチャレンジを応援し、併せて「体験・滞在型観光促進」による地域内経済の活性化を目的とする。

2 申請期限

令和8年1月16日（金）（予算額に達した時点で終了とする）

※対象項目実施期間：令和7年7月1日（火）～令和7年12月26日（金）

3 助成内容

（1）創業助成金

創業時に必要となった経費（機械器具導入、備品、広告宣伝等）に対して助成する。

①対象者：令和7年4月1日以降の創業者で会員加入した者

②助成額：上限5,000円

③必要書類：領収書等、開業届

（2）事業承継助成金

事業承継時に必要となった経費（登記手数料、名刺作成等）に対して助成する。

①対象者：令和7年4月1日以降に事業承継を行った会員

②助成額：上限10,000円

③必要書類：領収書等、履歴事項全部証明書（法人）、開廃業届（個人）

（3）「商工会会計システム」導入助成金

商工会会計システム「商工会クラウドMA1」を新規に導入（契約）した会員に対してシステム料を助成する。

①対象者：令和7年4月1日以降に「商工会クラウドMA1」を新規に導入（契約）した会員

②助成額：一律5,000円

（4）「商工会会計システム」自計化助成金

商工会会計システム「商工会クラウドMA1」利用者と、代行契約から自らがシステム入力を行う自計契約に移行した会員に対してシステム料を助成する。

①対象者：「商工会クラウドMA1」利用者と、令和7年4月1日以降に代行契約から自計契約に移行した会員

②助成額：一律5,000円

（5）広告宣伝助成金

商工会HP及び会報の広告枠にセットで新規申込を行った場合に広告掲載料に対して半額を助成する。（原則、2年以上契約予定の方）

①対象者：商工会HPバナー広告・会報広告枠にセットで新規申込した会員

②助成額：上限5,000円

(6) 展示会・商談会出展助成金

商工会が出展支援する商談会等へ認証特産品等を出展する際の諸経費に対して助成する。

- ①対 象 者：認証事業者
- ②助 成 額：上限20,000円
- ③必要書類：領収書等指定の書類

(7) 認証特産品事業者連携助成金

認証事業者が、他事業者（認証事業者以外も含む）と連携して商品開発や販路拡大等に要する経費に対して助成する。

- ①対 象 者：認証事業者
- ②助 成 額：上限10,000円
- ③必要書類：領収書等

(8) 資格取得・資質向上助成金

事業主及び従業員（但し、潟上市の「ワーキングスキルアップ支援助成金」の対象とならない者）が業務上必要とされる資格・技能を取得するための研修費用、受験費用等に対して助成する。（旅費は除く）

- ①対 象 者：全ての会員
- ②助 成 額：上限5,000円
- ③必要書類：領収書等、該当者の居住地が確認できる書類（運転免許証、労働者名簿等）

(9) 人手不足対策助成金

人手不足克服のため、新聞雑誌などに求人情報を掲載した経費に対して助成する。

- ①対 象 者：全ての会員
- ②助 成 額：上限5,000円
- ③必要書類：求人広告掲載写し、領収書

(10) 事業継続（防災・減災）助成金

事業を継続するための防災・減災対策として、国の事業継続力強化計画の認定を受け、防災対策に要した経費に対して助成する。

- ①対 象 者：全ての会員
- ②助 成 額：上限10,000円
- ③必要書類：領収書等、事業継続力強化計画書

(11) キャッシュレス決済導入助成金

新たにキャッシュレス決済を導入した会員へ助成する。

- ①対 象 者：全ての会員
- ②助 成 額：一律5,000円
- ③必要書類：キャッシュレス決済を導入したことが分かる書類等

(12) 体験・見学受入助成金

自社等において観光客を対象として体験や見学などを受入した場合に助成する。

- ①対 象 者：体験・見学等を受入れた会員
- ②助 成 額：受入1人あたり500円（上限10人／5,000円）
- ③必要書類：参加者名簿（名前のみ記載可）、体験・見学の実施が分かる書類・写真等

4 申請方法

- (1) 希望者は「事前相談シート」により、助成金の申請内容等について商工会へ事前相談を行う。
- (2) 「申請書」並びに必要な書類（写し）を商工会へ提出する。
- (3) 後日商工会より、指定口座へ助成金を入金する。

5 留意事項

- (1) 本助成金は、1 会員につき年度 1 回（1 項目）の交付とする。但し、(6) 展示会・商談会出展助成金以外の助成金については、令和 6 年度に交付を受けた会員は令和 7 年度は交付の対象としない。
- (2) 本助成金の対象経費については、税抜額に対して助成するものとする。
- (3) 3 助成内容（1）～（5）助成金の経費は、令和 7 年 4 月 1 日まで遡及可能とする。
- (4) 本助成金について事後（実施後）申請可能とするが、予算枠の確認や助成対象の是非も含め、商工会へ「事前相談シート」を提出し、事前照会を必須とする。
- (5) 対象経費は他補助金と重複しないものとする。
- (6) 対象項目及び対象経費は、事業者ニーズや必要性の高まり等に応じて、追加する場合がある。
- (7) 事業効果等について商工会より照会等があった場合は対応に応じるものとする。
- (8) 本要綱に記載の無い事項に関しては、商工会長が判断するものとする。